（首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正）

第十七条　首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十号を削り、同条第二十一号中「放送事業」を「基幹放送」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同条第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（登録免許税法施行令の一部改正）

第十八条　登録免許税法施行令（昭和四十二年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「（次号において「放送局」という。）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十二号（定義）に規定する特定地上基幹放送事業者（日本放送協会を除く。）又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が開設する基幹放送局（電波法第六条第二項（免許の申請）に規定する基幹放送局をいう。以下この号において同じ。）で、これらの者が開設する他の基幹放送局から放送される放送番組を中継して放送するために開設するもの

第三十条中「から第五十六号まで、第五十八号」を「、第五十五号」に改める。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送の業務を行なうための設備の項中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送」に、「行なう」を「行う」に改め、同表有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第百五十二号）第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行なうための設備の項を削る。

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十条　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二十号を削り、同条第二十一号中「放送事業」を「基幹放送」に改め、同号を同条第二十号とし、同条第二十二号を同条第二十一号とし、同条第二十三号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（信用金庫法施行令等の一部改正）

第二十一条　次に掲げる政令の規定中「を一般放送事業者」を「を基幹放送事業者」に、「第二条第三号の三」を「第二条第二十三号」に、「一般放送事業者をいう」を「基幹放送事業者をいい、日本放送協会及び放送大学学園（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園をいう。）を除く」に改める。

一　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十六条第二項

二　長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条の八第二項

三　協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第五条の九第二項

四　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）第十一条の四第二項

五　投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第百二十一条第四項

六　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第十二条の五第二項

七　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）第十条第二項

（都市計画法施行令の一部改正）

第二十二条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第十三号中「による放送事業」を「第二条第二号に規定する基幹放送」に改める。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正）

第二十三条　風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項第二号中「、有線放送電話業務若しくは放送事業」を「若しくは基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）」に改める。

（沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二十四条　沖縄の復帰に伴う郵政省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第三項第三号中「第十六条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第二十七条第四項」を「第五十二条第四項」に改める。

（都市緑地法施行令の一部改正）

第二十五条　都市緑地法施行令（昭和四十九年政令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十五号から第二十七号までを次のように改める。

二十五　放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）による基幹放送又はテレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われるものに限る。）の用に供する放送設備の設置又は管理に係る行為

二十六及び二十七　削除

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十六条　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「有線放送電話業務の用に供する施設又は」を削る。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表一の項中「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（昭和二十六年法律第百三十五号）第二条に規定する有線ラジオ放送」を「有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送」に改め、同表十の項を次のように改める。

十	削除

附則第四項の表有線放送電話に関する法律第二条第二項に規定する有線放送電話業務を行うための施設の項を削る。

（文化財保護法施行令の一部改正）

第二十八条　文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第六項第二号中「有線放送電話業務、放送事業若しくは有線テレビジョン放送業務」を「基幹放送（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二号に規定する基幹放送をいう。）若しくは有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる同条第十八号に規定するテレビジョン放送をいう。）」に改める。

（特定商取引に関する法律施行令の一部改正）

第二十九条　特定商取引に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「（第五条関係）」を「（第五条、第五条の二関係）」に改め、同表第十号を次のように改める。

十	放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第二十六号に規定する放送事業者が行う同条第一号に規定する役務の提供

別表第二第二十八号を次のように改める。

二十八	削除

別表第二第四十三号を次のように改める。

四十三	削除